

## 第十号

## 住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

**第一条** 住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とし、第三条を第六条とし、第二条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

（本人確認情報を利用することができる事務）

**第二条** 法第三十条の八第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

**第三条** 法第三十条の八第二項の条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第二のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

**第四条** 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

**別表第一**（第二条関係）

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの
- 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による採石業者の登録に関する事務であつて規則で定めるもの

- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業に係る同法第十六条に規定する関連事業の用に供する土地の取得又は使用に関する事務であつて規則で定めるもの
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による砂利採取業者の登録に関する事務であつて規則で定めるもの
- 五 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第十六条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）第二十条第一項第二号イ又は中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法第二十一条第一項第二号イに規定する資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
- 六 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）第四条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項第一号に規定する資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
- 七 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの
- 八 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた土地等の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
- 九 徳島県吏員恩給条例（昭和二十三年徳島県条例第四十七号）による年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 十 徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）による使用料又は手数料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
- 十一 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第六十四号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
- 十二 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）による年金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 十三 災害時における県民の安否の確認その他の被災者に対して緊急に行うべき事務であつて規則で定めるもの

#### 別表第二（第三条関係）

知事以外の執行機関	事 務
一 教育委員会	徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）による授業料又は受講料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）による改正前の徳島県盲英奨学金貸与条例（昭和四十一年

	徳島県条例第二十八号) 又は徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
三 監査委員	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)による住民監査請求に関する事務であつて規則で定めるもの
四 公安委員会	道路交通法(昭和三十五年法律第五五号)による放置違反金の納付命令若しくは放置違反金等の徴収又は反則行為の通告に関する事務であつて規則で定めるもの
五 収用委員会	土地収用法による土地等の収用若しくは使用若しくは損失の補償の裁決、明渡裁決の申立て又は協議の確認に関する事務であつて規則で定めるもの

**第二条** 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第四条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第五条及び第六条を削る。

第七条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条を第五条とする。

本則に次の一条を加える。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

**第六条** 徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)第五十条第一項に規定する徳島県個人情報保護審査会は、法第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とする。

**第三条** 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「の知事以外の執行機関」を「の知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

**第四条** 法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第二のとおりとする。

別表第二中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項から十三の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第二中「第三条関係」を「第四条関係」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十七年十月五日から、第三条の規定は平成二十八年一月一日から施行する。

#### 提案理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務等を定めるとともに、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。